



柏市立柏第五中学校

P T A 規 約

(案)

第一章 総 則

- 第1条 本会は、柏市立柏第五中学校PTAと称する任意加入団体であり所在を、
柏市高田919番地の1（柏市立柏第五中学校内）におく。
- 第2条 本会は保護者と教職員が協力して柏市立柏第五中学校の振興をはかり、生徒の
福祉を増進することを目的とする。
- 第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。
- 1 学校教育の理解と協力をはかる活動
 - 2 生徒の教育環境をととのえる活動
 - 3 生徒の校外活動を指導する活動
 - 4 会員相互の理解を深め、向上をはかる活動
 - 5 その他、本会の目的を達成するために必要な活動
- 第4条 本会は、民主的な教育団体として次の方針を主旨とする。
- 1 本会は生徒の教育に関する他団体と協力する。
 - 2 他のいかなる団体及び機関の支配や干渉または圧力を受けるものではない。
 - 3 非営利的、非宗教的、非政治的団体として運営される。
 - 4 学校行事や人事管理に干渉しない。
- 第5条 本会は、次の会員で組織される。
- 1 本校生徒の保護者またはこれに代わる人（以下保護者という）
 - 2 本校の職員

第二章 総務役員及び委員

- 第6条 本会に次の総務役員をおく。
- 1 会 長 1名（保護者）
 - 2 副会長 若干名（保護者）
 - 3 書 記 3名（保護者2、教師1）
 - 4 会 計 3名（保護者2、教師1）
 - 5 会計監査 2名（保護者）
- 第7条 本会に次の委員をおく。
- 1 学年（選考）委員、環境委員、広報委員 若干名
 - 2 地区委員 若干名（各地区より互選）
- 第8条 総務役員の選出は総会の承認を得なければならない。
- 第9条 総務役員の任期は2年、委員の任期は1年として再任することができる。欠員が生
じた場合には後任を選出することができる。その任期は前任者の残任期間とする。
- 第10条 総務役員の任務は次のとおりである。
- 1 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
 - 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故或る時は、その任務を代行する。
 - 3 書記は、会議の記録ならびに関係文書の作成、配付、保管につとめる。
 - 4 会計は本会の会計事務にあたり、総会に報告する。
 - 5 会計監査は、会計の運営について監査し、総会に報告する。

第三章 機 関

第 11 条 本会は次の機関をおく。

総会、総務役員会、学年（選考）委員会、環境委員会、広報委員会、地区委員会

第四章 総 会

第 12 条 総会は、本会の最高機関とし、定期総会と臨時総会に分ける。

定期総会は原則として 4 月に行う。

また、総会に代えて書面（電磁的記録を含む）による決議も可能とする。

第 13 条 総会は、次の事項を審議する。

- 1 役員の選出
- 2 事業計画及び予算の審議決定
- 3 事業計画及び決算の承認
- 4 その他重要事項の審議

第 14 条 総会は、会員の 3 分の 1（委任状を含む）以上をもって成立し、議決は出席者の半数の同意を必要とする。

また、総会に代わる書面（電磁的記録を含む）決議の場合、会員の 3 分の 1 以上の意思表示を記録した書面（電子投票含む）かつ、その書面のうち半数の同意を得て決議とする。

第五章 総務役員会

第 15 条 総務役員会は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭をもって構成する。

総務役員会は総会の招集、議案の提示、その他本会の活動に必要と思われる事項について協議する。

第 16 条 総務役員会は、総会につぐ決議機関で次の事項を行う。

- 1 総会に提出する議案の審議検討
- 2 総務役員会の提出について審議検討
- 3 その他、本会の運営に必要な事項の審議検討

第 17 条 総務役員会は年間に複数回開催することを原則とする。

第六章 会 計

第 18 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の収入によってこれにあてる。

会費は一世帯月額 2 0 0 円とし、生徒一人月額 1 5 0 円の生徒活動費を徴収する。

第 19 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 20 条 口座の管理者は、本会役員会計とする。

第 七 章 付 則

第 21 条 本会の規約は、総会の出席者の 3 分の 2 以上の同意がなければ改正することができない。

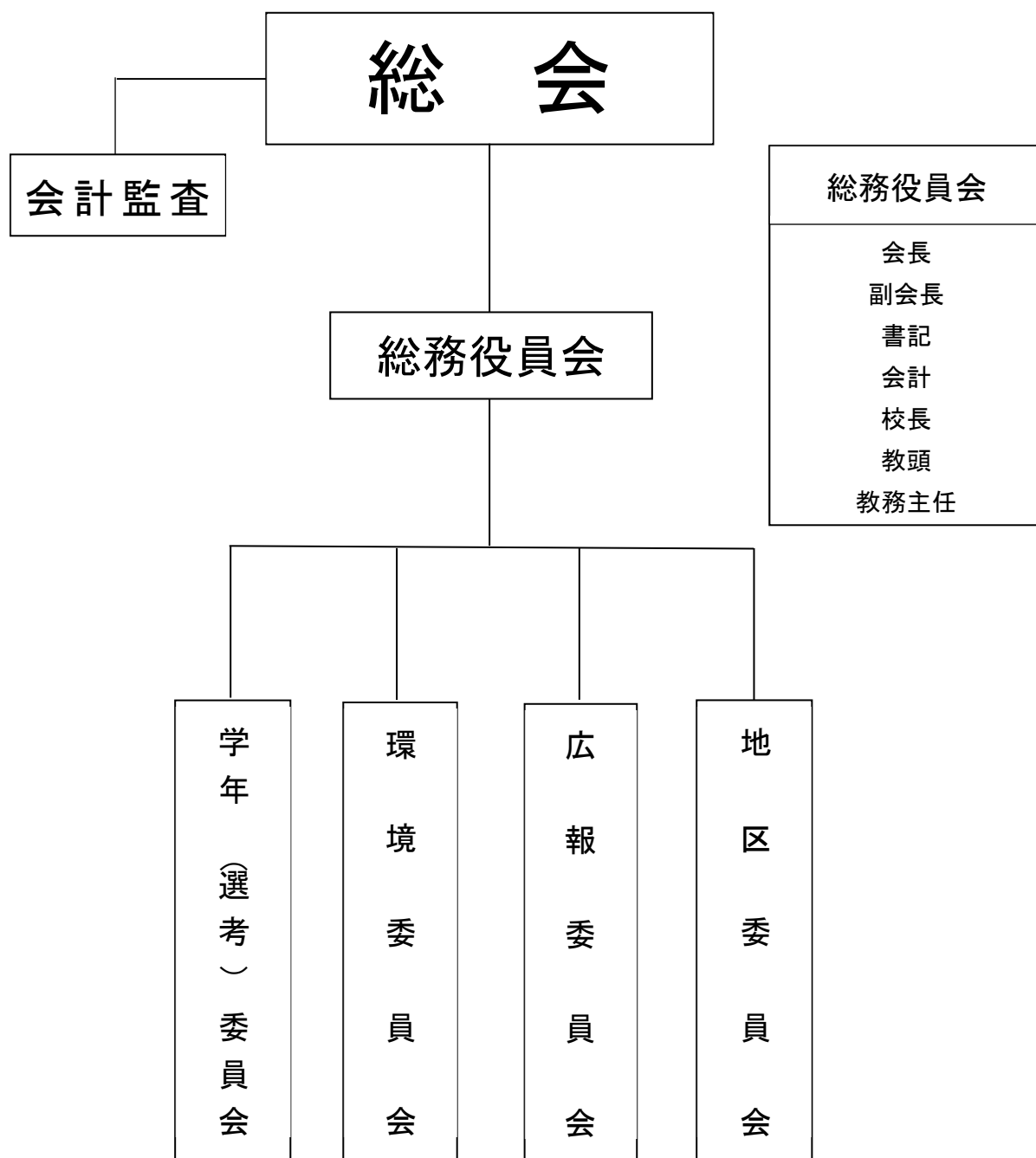
第 22 条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会に反しない限り総務役員会の議決を経て定める。

第 23 条 本会設立年月日は昭和 5 2 年 6 月 1 0 日とする。

第 24 条 この規約は昭和 5 2 年 7 月 2 1 日より施行する。

昭和 6 2 年	4 月 2 3 日	一部改正
平成 4 年	4 月 2 5 日	一部改正
平成 8 年	4 月 2 0 日	一部改正
平成 1 7 年 1 2 月 1 4 日		一部改正
令和 4 年	4 月 2 2 日	一部改正
令和 5 年	4 月 2 1 日	一部改正
令和 6 年	2 月 2 2 日	一部改正

柏第五中学校 P T A 組織構成図



令和5年4月21日 一部改正
 令和6年2月22日 一部改正
 令和6年4月22日 一部改正

柏市立柏第五中学校PTA専門委員会、及び役員選出に関する細則（廃止）

- 第1条 専門委員会は、学級委員及び教職員をもって構成し、委員長1名、副委員長1名、書記1名をおき、委員の互選により選出する。地区委員会は各地区委員の代表で構成する。
- 第2条 専門委員会の種類と任務は、次の通りとする。
- 1 広報委員会
 - ・ 広報紙「道程」発行に関する事
 - 2 環境委員会
 - ・ 生徒の学習、生活上に必要な施設設備に関する事
 - 3 地区委員会
 - ・ 登下校の安全に関する事
 - ・ 校外の非行防止に関する事
 - ・ 生徒の健全育成に関する事
 - ・ その他、生徒の福祉に関する事
 - 4 文化厚生委員会
 - ・ 研修、教育、生徒の文化活動に関する事
 - ・ 生徒及び会員の健康増進
- 第3条 PTA規約8条にもとづき役員選出についての必要事項を定める。
- 第4条 役員選出のため選考委員会を設ける。選考委員会は各地区より1名、各委員より4名、総務役員より1名、教職員より1名で構成し、その中から互選により委員長、副委員長、書記を各1名ずつ選出する。
- 第5条 選考委員が役員候補になった場合は、選考委員を辞任しなければならない。
- 第6条 選考委員会は、役員の候補を選考し、総会で承認を求めなければならない。
- 第7条 選考委員会の任期は、委員会結成時から、総会において新役員が選出されるまでとする。
- 第8条 この細則は、昭和52年12月11日より施行する。
- 第9条 この細則は、令和6年2月22日をもって廃止とする。

平成17年12月14日	一部改定
平成22年 3月 8日	一部改定
令和 4年 4月22日	一部改定
令和 5年 4月21日	一部改定
令和 6年 2月22日	廃止

柏市立柏第五中学校 P T A 慶弔規定

この規定は P T A 規約第 27 条の規定にもとづき、会員及び生徒に対する慶弔規定に関する事項を次のように定める。

1. 慶弔について

- ・災害時の見舞金は会員および生徒に対して 3,000 円とする。
- ・死亡時の香典は 5,000 円とする。
- ・教職員の結婚および出産は 5,000 円とする。
- ・教職員の 2 週間以上にわたる連続病欠者の見舞金は 3,000 円とする。

2. 餞別について

教職員の餞別は花束又は品物を贈呈する。

3. その他

その他の慶弔及び P T A 活動中の事故については、必要に応じて役員会で協議し、運営委員会に報告する。

4. この慶弔規定は昭和 53 年 3 月 18 日より施行する。

昭和 62 年	4 月 23 日	一部改定
平成 5 年	11 月 1 日	一部改定
平成 16 年	2 月 7 日	一部改定
平成 20 年	4 月 26 日	一部改定
平成 21 年	2 月 7 日	一部改定
令和 5 年	4 月 21 日	一部改定

柏市立柏第五中学校ＰＴＡ個人情報取扱いに関する基本方針

柏市立柏第五中学校ＰＴＡ（以下「本会」という。）は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努めるものとします。

そして、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めるとともに、本会において取得・保持する個人情報についてはその利用目的を明示して取得・保持し、その取扱方法については、適宜の方法で会員に周知します。

また、本会が取得・保持している個人情報について、当該個人から開示請求があった場合には本会において誠実に対応するとともに、その訂正・削除の要請があった場合も本会において適切に対応するものとします。

令和 4 年 4 月 2 2 日 一部改定

柏市立柏第五中学校ＰＴＡ

昭和 5 2 年 6 月 1 0 日設立